

他県における県産材利用促進に関する条例集

令和2年1月31日現在

頁	道府県	条例
P1	岩手県	岩手県県産木材等利用促進条例
P7	秋田県	秋田県木材利用促進条例
P11	茨城県	茨城県県産木材利用促進条例
P15	栃木県	栃木県県産木材利用促進条例
P21	群馬県	林業県ぐんま県産木材利用促進条例
P27	新潟県	新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例
P33	富山県	富山県県産材利用促進条例
P39	石川県	石川県県産材利用促進条例
P43	福井県	みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例
P45	山梨県	山梨県県産木材利用促進条例
P51	兵庫県	兵庫県県産木材の利用促進に関する条例
P57	岡山県	岡山県県産材利用促進条例
P61	広島県	広島県県産木材利用促進条例
P65	徳島県	徳島県県産材利用促進条例
P71	香川県	香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例
P75	愛媛県	愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例
P81	高知県	高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

○ 岩手県県産木材等利用促進条例（平成 31 年岩手県条例第 55 号）

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 主要な施策（第 11 条—第 17 条）

第 3 章 施策の推進（第 18 条—第 20 条）

附則

県土の約 8 割を占める本県の森林は、県木のナンブアカマツをはじめスギやカラマツ等の針葉樹のほか、木炭やしいたけ原木にも利用されるナラ等の広葉樹といった多様な樹種で構成されているのが大きな特徴である。この豊かな森林資源を木材として様々な用途に有効利用していくことは、地域の林業及び木材産業の振興や経済の活性化につながるとともに、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環を産み出し、適切な森林整備を通じて地球温暖化の防止及び循環型社会の形成にも大きく貢献するものである。

しかし、本県の林業及び木材産業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷等に伴う森林所有者の経営意欲の低下や高齢化等による林業従事者の減少などにより厳しい状況が続いており、手入れが行き届かず、多面的機能を十分に発揮できない森林の増加が懸念されていた。このため、県では、森林の有する水源涵養、県土保全等の公益的機能の維持増進を図り、良好な森林環境を次世代に引き継いでいくため、平成 18 年度にいわての森林づくり県民税を導入し、森林環境の保全に努めてきた。その一方で、本県の森林資源が本格的な利用期を迎える中、機械化の進展等による素材生産量の増加、大型木材加工施設の稼働等による県産木材の需要拡大など林業の成長産業化に向けて、明るい兆しが見られるところである。

こうした状況の中、木材利用を促進し本県の林業及び木材産業を発展させていくためには、地域の森林経営を担う経営体を育成し、豊富な森林資源を生かした生産性と市場性の高い木材産地を形成するとともに、林業及び木材産業の振興を図り、岩手ならではの施策を展開していくことが必要である。

ここに私たちは、本県の豊かな森林資源の重要性を認識するとともに、森林がもたらす多くの恩恵をよりよい形で次の世代に引き継ぐため、行政、森林所有者、関係事業者、関係団体、県民等が協働し、一体となって、県産木材等の幅広い利用を積極的に進めることを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、県産木材等の利用の促進に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、並びに県の責務等を明らかにするとともに、

県民参加の下、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに林業及び木材産業の健全な発展による本県の経済の活性化並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 県産木材製品 木材を原料として県内で加工された木材製品をいう。
- (3) 県産木材等 県産木材及び県産木材製品をいう。
- (4) 森林の有する多面的機能 県土の保全、土砂災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (5) 森林所有者 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (6) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- (7) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (8) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材等の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われること。
- (2) 木材が二酸化炭素の貯蔵機能を有し、再使用、再利用又は再生産が可能な環境への負荷の少ない資源であることに鑑み、県民の快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資するよう行われること。
- (3) 林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化につながることに鑑み、県産木材等の経済的価値の向上が図られるよう行われること。
- (4) 県民一人一人が森林と人のかかわりについて主体的に考え、積極的に県産木材等を利用することが県民の豊かな暮らしの実現につながることに鑑み、県民の意識の高揚と自発的な取組を促進するよう行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材等の利用に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民との協働に努めるとともに、国、市町村、大学等と連携を図るよう努めるものとする。

3 県は、国に対して、林業及び木材産業の振興に関する施策の提言を積極的に行うものとする。

(市町村に対する支援)

第5条 県は、市町村が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の適切な整備及び保全、林業の振興、人材の育成並びに県産木材の安定供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第8条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び県産木材製品の安定供給の推進、人材の育成、県産木材等の新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて県産木材等に係る知識の習得、県産木材製品の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第10条 県民（第2条第5号に規定する者を除く。）及び事業者（第2条第6号から第8号までに規定する者を除く。）（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、県産木材等を利用する意義及び重要性について理解を深め、日常生活及び事業活動を通じて県産木材等の利用に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 主要な施策

(県産木材等の利用の促進に関する計画)

第11条 知事は、県産木材等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材等の利用の促進に関する計画(以下「計画」という。)を策定するものとする。

2 計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材等の利用の促進に関する施策に関する基本的事項
- (2) 県産木材等の利用の目標
- (3) 県産木材等の適切な供給の確保に関する基本的事項
- (4) その他県産木材等の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

(県産木材の安定供給の促進等)

第12条 県は、県産木材の安定供給の促進及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の効率化に関すること。
- (3) 県産木材の流通及び加工の体制整備に関すること。

(県産木材等の利用の促進)

第13条 県は、県産木材等の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 住宅その他の建築物及び土木施設その他の工作物(以下「建築物等」という。)における県産木材等の利用に関すること。
- (2) 建築物等の工事における県産木材等の利用に関すること。
- (3) エネルギー源としての利用等の県産木材等の有効利用に関すること。
- (4) 県産木材等のブランド化(県産木材等に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。)及び県産木材等の認証に関すること。
- (5) 県産木材等の新たな用途、加工技術等の研究開発に関すること。
- (6) 県産木材等の国内外への販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材等の率先利用)

第14条 県は、県産木材等の利用の促進に資するため、自ら整備する建築物等において、率先して県産木材等の利用に努めるものとする。

(人材の確保及び育成)

第15条 県は、林業又は木材産業を担う人材を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県産木材製品を利用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を確保し、及び育成するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第 16 条 県は、県民が木に親しみ、ふれあい、並びに木材を利用する意義及び木の文化を学ぶ機会の確保、県産木材等に関する情報の発信その他の県産木材等の利用の促進に関する普及啓発に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、児童又は生徒が、森林、林業及び県産木材等についての理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県産木材等利用推進月間)

第 17 条 県は、県民の間に広く県産木材等についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材等を利用する意欲を高めるため、県産木材等利用推進月間を設ける。

2 県産木材等利用推進月間は、10 月とする。

第 3 章 施策の推進

(推進体制の整備)

第 18 条 県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 19 条 知事は、毎年度、県産木材等の利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

(財政上の措置)

第 20 条 県は、県産木材等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

○ 秋田県木材利用促進条例（平成 28 年秋田県条例第 6 号）

秋田杉をはじめとする豊かな森林資源に恵まれた本県においては、木材は建築物のみならず、家庭用品や家具、薪炭など生活の多くの場で使われ、曲げわっぱや桶樽などの伝統的工芸品の製造も盛んであり、林業及び木材産業が地域の基盤産業として、本県の経済を支える重要な役割を果たしてきた。

また、木材の利用は、森林の適切な整備を促し、それにより県土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止など様々な恩恵を私たちにもたらしてきた。

しかしながら、近年においては、様々な分野で木材や木製品に代わり他の素材や製品が使用されるようになり、林業及び木材産業は厳しい状況におかれている。

こうした中で、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、林業及び木材産業の振興を図るため、県及び市町村で進めている公共建築物等の木造化及び木質化とともに、日常生活や事業活動における木材の利用の推進に県全体で取り組んでいく必要がある。

ここに、木材の利用の促進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これに必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、木材の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、木材の利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県の経済の活性化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 一 木材の利用 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第五号に規定する主要構造部その他の建築物の部分の建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として国内で生産された木材その他の木材を使用すること(これらの木材を使用した木製品を使用することを含む。)をいう。
- 二 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 三 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。)を行う者をいう。
- 四 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 五 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 六 県産木材製品 県内の木材産業事業者により、木材を原材料として製造さ

れた製品をいう。

七 県産木材の利用 県産木材製品及び県内の森林から産出する木材の利用をいう。

八 木材の優先利用 木造によることが可能な建築物は木造にすることなど木材を他の素材又は他の素材を原材料とする製品より優先的に利用することをいう。

(基本理念)

第三条 木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 森林所有者、林業事業者及び木材産業事業者による創意工夫及び自主的な取組が促進されること。

二 県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民その他の木材の利用に関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。

三 本県の森林資源を積極的に活用することにより、県土の保全、地球温暖化の防止その他の森林の有する公益的機能の維持増進が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、木材の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(森林所有者及び林業事業者の役割)

第五条 森林所有者及び林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する公益的機能を維持増進させるため、森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、木材産業事業者の安定的な原材料の確保に資するため、木材の計画的な供給に努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第六条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、林業の振興並びに森林の適切な整備及び保全に資するため、県内の森林から産出する木材の利用に努めるものとする。

2 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、本県の経済の活性化に資するため、県産木材製品の国内での販売及び輸出の促進に努めるものとする。

(建築関係事業者の協力)

第七条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、建築物における木材の優先利用を促進するため、その事業活動を通じて、県が実施する木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の理解及び協力)

第八条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、基本理念にのっとり、木

材の優先利用及び県産木材の利用の促進が本県の経済の活性化に資することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産木材製品の利用に協力するよう努めるものとする。

(木材の優先利用の促進)

第九条 県は、県民の日常生活及び事業者の事業活動における木材の優先利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の利用の促進)

第十条 県は、木材産業事業者による県内の森林から産出する木材の利用及び県民等による県産木材製品の利用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材製品の国内販売及び輸出の促進)

第十一条 県は、木材産業事業者による県産木材製品の国内での販売及び輸出の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第十二条 県は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、県民等が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する協力)

第十三条 県は、市町村が木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(指針)

第十四条 知事は、木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、木材の利用の促進に関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 木材の利用の促進に関する施策の方向
- 二 木材の利用の促進に必要な技術の開発
- 三 木材の利用の促進に必要な人材の育成
- 四 前三号に掲げるもののほか、木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の意見を聴くほか、県民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第十五条 知事は、毎年、木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 茨城県県産木材利用促進条例（平成 26 年茨城県条例第 30 号）

本県の林業及び木材産業は、林産物の生産を通して、水源を涵養し、県土を洪水や土砂災害から守り、自然との触れ合いや保健休養の場を提供するなど、森林の有する多面的機能を発揮する上で、重要な役割を果たしてきた。

また、木材は環境への負荷が少なく、再生産が可能であることから、循環型社会を形成する上で重要であり、木材を化石燃料の代わりにエネルギーとして利用し、地球温暖化の防止に貢献することや、建築資材等を環境に優しい木材に転換することにより低炭素社会づくりを進めることなど、木材利用の拡大に対する期待が高まっている。

ここに、私たちは、木材が人に優しく、環境に負荷の少ない資源であることを認識し、県及び関係者が協働し、県産木材の幅広い利用を進めることを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展並びに木材の積極的な利用による循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第 3 条 県産木材の利用の促進は、森林の有する多面的機能の恩恵に感謝しつつ、森林資源が枯渇することがないように次代に引き継ぐとともに、循環型社会

の形成に資するよう持続的に行わなければならない。

(県の責務)

第 4 条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町村と緊密な連携を図るものとする。

(森林所有者の役割)

第 5 条 森林所有者は、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第 6 条 林業事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第 7 条 木材産業事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、高品質な建築用材の開発、県産木材の新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第 8 条 建築関係事業者は、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に努めるものとする。

(県民の協力)

第 9 条 県民は、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するとともに、木材が人に優しく、環境に負荷の少ない資源であることを認識し、日常生活及び事業活動を通じて、県産木材の積極的な利用に協力するよう努めるものとする。

(県産木材の利用の促進に関する指針)

第 10 条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する基本的な指針(以下この条において「利用指針」という。)を策定するものとする。

2 利用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の利用の促進に関する取組方針及び目標
 - (2) 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関する必要な事項
- 3 知事は、利用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

(県産木材の安定供給の推進)

第11条 県は、県産木材の安定供給を推進するため、高性能な林業機械の導入の推進、森林における路網の計画的な整備、森林施業の集約化及び合理化の促進その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県産木材の流通加工体制の整備)

第12条 県は、県産木材の流通加工体制の整備を推進するため、木材の加工施設、流通施設等の整備への支援、製材工場等における生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(県産木材の利用の促進)

第13条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、県産木材の認証制度の推進、公共施設等及び公共土木工事等における県産木材の利用の推進、県産木材を使用する住宅等の建設の促進、県産木材の生産及び利用を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(木質バイオマスの利活用の促進)

第14条 県は、未利用間伐材等の木質バイオマスの利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、農業、畜産業、工業等への新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第15条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第16条 県は、県民が木に親しみ触れ合い、木材の良さ及びその利用の意義を学ぶ機会の確保、木の文化の普及啓発、県産木材の利用の促進に関する情報の発信その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県産木材の利用の促進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うよう努めるものとする。

(県産木材利用推進月間)

第17条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、毎年10月とする。

(財政上の措置)

第18条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○ 栃木県県産木材利用促進条例（平成 29 年栃木県条例第 34 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 県産木材の利用の促進に関する指針（第十二条）

第三章 県産木材の利用の促進に関する施策（第十三条—第二十二條）

第四章 県産木材の利用の促進に関する協議会（第二十三条）

第五章 雑則（第二十四条・第二十五条）

附則

県土の約五十五パーセントを占める森林は、県土の保全、水源の涵かん養、地球温暖化の防止、木材をはじめとする林産物の供給等の多面的機能を有しており、私たちが生きていく上で欠かせないものであり、本県の経済にとっても重要な役割を果たしてきた。

また、木材は我々により豊かな生活環境を提供するとともに、再生可能でクリーンなエネルギーとしての役割が期待されているほか、利用技術の開発、新たな用途への活用など、木材の利用を促進する余地はますます広がっている。

しかしながら、近年、木材需要の低迷等を背景に林業及び木材産業が衰退し、中山間地域の過疎化が進行するとともに、森林の荒廃によって引き起こされる洪水や土砂災害の発生が懸念されている。

さらに、戦後に植林された県内のスギ、ヒノキ等の人工林の多くは、成熟期を迎えているが、建築材料等に十分に利用されていない状況にある。

そのため、これらの森林資源を積極的に活用し、「植えて、育てて、伐きつて、使って、植える」を繰り返す森林資源の循環的な利用を推進することにより、林業及び木材産業の成長産業化並びに木材需要の更なる増進を図るため、百年後の森林を見据えた、的確な施策が展開されなければならない。

ここに、私たちは、唯一都道府県名に「木」の文字を冠した栃木県の森林を県民共有の財産として健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県を挙げて県産木材の積極的な「木づかい」を進めることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 四 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。
- 五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 七 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギーとして県産木材を使用すること(県産木材が使用された木製品の使用を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の持続的な発展が本県の経済の活性化に不可欠であることに鑑み、その経済的価値の向上が図られるよう行われなければならない。

- 2 県産木材の利用の促進は、植林、育林、伐採、使用及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう行われなければならない。
- 3 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒やしをもたらす生活環境の創造に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、事業者及び県民との協働に努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第五条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及び保全並びに良質な県産木材の安定的な供給に積極的に努めるとともに、県

が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第六条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、良質な県産木材の安定的な供給、森林資源の最大限の活用、人材の育成並びに林業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第七条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の継承及び一層の向上、県産木材の新たな用途の開発、人材の育成並びに木材産業の振興に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第八条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得、県産木材の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第九条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて県産木材の利用に自ら努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活を通じて県産木材の利用に自ら努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町村との協力)

第十一条 県及び市町村は、それぞれが実施する県産木材の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

第二章 県産木材の利用の促進に関する指針

第十二条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針(以下「指針」という。)を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 県産木材の利用の促進に関する基本的事項

二 県産木材の利用の目標

三 前二号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

第三章 県産木材の利用の促進に関する施策

(県産木材の安定供給の促進等)

第十三条 県は、県産木材の安定的な供給の促進及び生産性の向上を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- 一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- 二 県産木材の生産に係る基盤の整備、森林施業の集約化及び林業機械の高度化に関すること。
- 三 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- 四 林業及び木材産業を担う人材の育成及び確保に関すること。

(県産木材の利用の促進)

第十四条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- 一 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の建築等における県産木材の利用に関すること。
- 二 県産木材の製材品(原木等を切削加工して生産した角材、板材等をいう。)としての利用をはじめ、集成材、直交集成板等への利用に関すること。
- 三 県産木材のブランド化(県産木材及び県産木材を使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。)及び産地の認証に関すること。
- 四 県産木材及び県産木材を使用した製品の販路の拡大に関すること。

(木質バイオマスの利活用の促進)

第十五条 県は、木質バイオマスの利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、農業、畜産業、工業等への新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

(設計者等の育成及び確保)

第十六条 県は、県産木材を使用した建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十七条 県は、県産木材の利用を促進するため、林業経営の効率化、県産木材の品質の向上及び新用途への活用その他の県産木材の利用の促進に関する研究開発の推進並びにその成果の普及の措置を講ずるものとする。

(県の建築物等における県産木材の利用)

第十八条 県は、県産木材の需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならない。

(市町村への支援)

第十九条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学習機会の確保等)

第二十条 県は、児童をはじめ広く県民が、県産木材の利用の意義を学ぶ機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の規定による施策のほか、県産木材の利用の意義に関する情報の発信、県産木材に親しむための催しの開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材利用推進月間)

第二十一条 県民及び事業者の間に広く県産木材の利用についての関心と理解を深めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、十月とする。

(顕彰)

第二十二条 知事は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者を顕彰することができる。

第四章 県産木材の利用の促進に関する協議会

第二十三条 県は、県産木材の利用の促進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者又は建築関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者(以下「関係団体等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は、関係団体等が、県産木材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、県産木材の利用の促進について協議を行うものとする。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

第五章 雑則

(財政上の措置)

第二十四条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十五条 知事は、毎年、県産木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている県産木材の利用の促進に関する県の指針であつて、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、第十二条第一項及び第二項の規定により策定された指針とみなす。

○ 林業県ぐんま県産木材利用促進条例（平成 30 年群馬県条例第 81 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 県産木材の利用の促進に関する指針（第十条）

第三章 県産木材の利用の促進に関する施策（第十一条—第十六条）

第四章 県産木材の利用の促進のための体制（第十七条—第十九条）

附則

群馬県は、県土の約三分の二を森林が占めており、豊かな森林資源に恵まれ、森林面積、林野率ともに「関東一の森林県」である。

本県の森林は、首都圏の水がめとして豊かな水を育み、洪水や土砂災害を防ぎ、地球温暖化の防止や木材をはじめとする林産物の供給など、県民共有の貴重な財産として、多面的な機能を発揮している。

本県では、戦後造林された人工林の多くが、伐採して木材として利用できる大きさに成長し、森林資源が量的に充実している。一方で、高齢林の増加と若齢林の減少が進行し、持続可能な森林経営や将来にわたる木材の安定供給に支障を来たしかねない状況にある。

また、本県の林業及び木材産業を巡る情勢は、木材価格が長期にわたって低迷し、森林所有者が経営意欲を持たず、豊かな森林資源を十分に活用できていない状況にあり、加えて公共建築物等への利用も十分とはいえない。県内の木材需要も、外国産木材が半数以上を占める状態が続いており、県産木材の割合はいまだ低いままである。

まさに今、豊富な森林資源を活用し、森林の若返りを進めていくための、「関東一の森林県」から「関東一の林業県」へと飛躍する積極的な取組が求められている。

本県の素材生産量は、関東地方で三番目に留まっており、ここから「関東一の林業県」に飛躍するためには、林業及び木材産業を活性化し、官民が協力して県全体で県産木材の利用を促進していく必要がある。このことは、山村地域の振興と県内経済の活性化にも大きく寄与する。

ここに、県民共有の貴重な財産である森林を適切に整備・保全し、そこから生産される県産木材を積極的に利用することで、「林業県ぐんま」の実現を加速させ、県民の安全で安心な暮らしや快適で豊かな生活環境を創造するとともに、森林を豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築等関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、併せて、森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内で生産され、又は加工された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の養、自然環境の保全、県民の保健及び休養、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 四 林業事業者 森林において森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。
- 五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 六 建築等関係事業者 住宅、住宅以外の建築物、公共土木施設その他の工作物(以下「建築物等」という。)の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- 七 関係団体 第三号から前号までに掲げる者が組織する団体をいう。

(基本理念)

第三条 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展が県内経済の活性化に不可欠であることに鑑み、その経済的価値の向上が図られるよう行われなければならない。

- 2 県産木材の利用の促進は、造林、保育、伐採及び利用を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に引き継がれるとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう計画的に行われなければならない。
- 3 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒やしをもたらす生活環境の創造に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び市町村との緊密な連携に努めるものとする。

(県民等の役割)

第五条 県民及び事業者（以下「県民等」という。）は、日常生活及び事業活動を通じて、県産木材の積極的な利用に努めるとともに、県及び市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第六条 森林所有者は、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県及び市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第七条 林業事業者は、自らの事業活動を通じて、効率的な生産による県産木材の安定的な供給に努めるとともに、県及び市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第八条 木材産業事業者は、自らの事業活動を通じて、県産木材の特性に応じた加工及び有効利用、安定供給の推進並びに加工技術の継承及び一層の向上に努めるとともに、県及び市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築等関係事業者の役割)

第九条 建築等関係事業者は、自らの事業活動を通じて、県産木材の積極的な利用並びに木造建築等の技術の継承及び一層の向上に努めるとともに、県及び市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 県産木材の利用の促進に関する指針

第十条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する指針（以下「利用指針」という。）を策定するものとする。

2 利用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県産木材の利用の促進に関する施策の基本的事項
- 二 県産木材の利用の目標
- 三 県産木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
- 四 前三号に掲げるもののほか県産木材の利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、利用指針を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長及び関係団体に通知しなければならない。

第三章 県産木材の利用の促進に関する施策

(県産木材の利用の促進のための施策)

第十一条 県は、県産木材の利用の促進及びそのための県産木材の供給の安定を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備(森林の境界の明確化等を含む。)に関する事。
- 二 県産木材の生産に係る基盤の整備及び森林施業の集約化並びに人材の育成に関する事。
- 三 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関する事。
- 四 建築物等及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材製品の利用に関する事。
- 五 合板、集成材等への県産木材の利用に関する事。
- 六 県産木材の利用の促進を担う技術者等の育成に関する事。
- 七 県産木材の品質の向上及び産地の認証に関する事。
- 八 県産木材のエネルギー利用等及び木質バイオマスの利活用に関する事。
- 九 県産木材の新たな用途の開発及び国内外への販路の拡大に関する事。

(県の建築物等における県産木材の利用等)

第十二条 県は、自ら行う建築物等の整備に当たっては、利用指針で定める基準により、木造とすることが適当でない建築物等又は困難であると認められる建築物等以外の建築物等については、原則として木造とするものとする。

2 県は、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産木材及び県産木材製品の利用に努めるものとする。

(情報の提供)

第十三条 県は、林業事業者及び木材産業事業者による県産木材及び県産木材の加工品の安定的な供給並びに建築等関係事業者による県産木材の利用の推進が図られるよう、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

(普及啓発)

第十四条 県は、森林の有する多面的機能、木材の優れた特性及び県産木材を利用する意義について、普及及び啓発に努めるものとする。

2 県は、県民等に広く県産木材についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、八月を県産木材利用推進月間とするものとする。

3 県は、木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進に努めるものとする。

(顕彰)

第十五条 県は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰を行うよう努めるものとする。

(市町村への支援)

第十六条 県は、市町村が実施する県産木材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 県産木材の利用の促進のための体制

(県産木材の利用の促進に関する協議会)

第十七条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を円滑かつ効果的に実施するため、関係団体その他の関係者（次項において「関係団体等」という。）により構成される協議会（次項において「協議会」という。）を設けるものとする。

2 協議会では、関係団体等が、県産木材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、緊密な連携を図るとともに、県産木材の利用の促進について協議を行うものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(実施状況の公表)

第十九条 知事は、毎年、県産木材の利用の促進に関する施策の実施の状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

○ 新潟県県産木材の供給及び利用の推進に関する条例

(平成 30 年新潟県条例第 59 号)

ふるさと新潟の県土面積の約 7 割を占める森林は、美しい景観を形成し、生命の源となる清らかな水を蓄え、県民に自然との触れ合いの機会を提供するなど重要な役割を果たしている。私たちは、この豊かな森林から、県土の保全、水源の涵かん養等多くの恩恵を受けてきた。そして、森林から産出される木材を用いた建築物、工芸品、生活用品等は、温かな風合い、柔らかな手触り等の特性を有し、県民は、それらに囲まれた生活から、ぬくもりと優しさを日常的に体感することにより、安らぎを享受してきたところである。

しかしながら、近年においては、森林資源に代わる化石燃料及び工業製品の利用の増大、安価な輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷等により、林業及び木材産業は厳しい状況に置かれている。加えて、県内の人工林の 9 割以上を占めるスギの多くは、戦後に植林され、利用可能な大きさに成長しているにもかかわらず、建築材料等として十分に利用されていない状況にある。

こうした中、ふるさと新潟の地において、木を植え、育て、伐きり、使い、再び植えることを繰り返すことにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図るとともに、将来にわたり森林資源を用いて本県経済の活性化に資する取組を進めていく必要がある。

ここに私たちは、森林がもたらす多くの恩恵を後世に継承していくため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に協力しながら一体的に県産木材の供給及び利用の推進に取り組むことにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、本県経済の活性化及び県民が県産木材に囲まれて心豊かに暮らすことができる社会の実現を目指すことを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、県産木材の供給及び利用の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、もって本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「県産木材」とは、県内で生産された原木及びこれを原材料として加工された木材をいう。

2 この条例において県産木材について「供給」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー源等として供給し、又はこれを使用した製品を供給

することをいう。

- 3 この条例において県産木材について「利用」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー源等として利用し、又はこれを使用した製品を利用することをいう。
- 4 この条例において「森林の有する多面的機能」とは、県土の保全、災害の防止、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 5 この条例において「森林所有者」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- 6 この条例において「林業事業者」とは、森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。
- 7 この条例において「木材産業事業者」とは、木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 8 この条例において「建築関係事業者」とは、建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の推進は、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の適切な役割分担及び相互の連携並びに県民及びその他事業者(林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者以外の事業者をいう。)(以下「県民等」という。)の理解と協力の下に、その実現が図られなければならない。

2 県産木材の供給及び利用の推進は、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮される環境を確保することを旨として行われなければならない。

3 県産木材の供給及び利用の推進は、地域の森林資源の有効活用を通じて、林業及び木材産業の持続的な発展を図り、本県経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

4 県産木材の供給及び利用の推進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成、県民に安らぎをもたらす生活環境の創造等県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の供給及び利用の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する県産木材の供給及び利用

の推進に関する施策への必要な支援並びに市町村が実施する広域的な県産木材の供給及び利用の推進に関する施策の総合調整を行うものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮される環境を確保するため、その所有する森林の整備及び保全に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 森林所有者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、その地域の特性に応じた森林の計画的な整備及び保全、良質な県産木材の安定的な供給等林業の持続的な発展に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 林業事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第8条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の品質の確保、有効利用、加工技術の継承及び向上等木材産業の持続的な発展に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 木材産業事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得並びに木造建築技術の継承及び向上に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 建築関係事業者は、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の協力)

第10条 県民等は、基本理念にのっとり、県産木材の供給及び利用を推進することが本県経済の活性化及び県民が心豊かに暮らすことができる社会の実現に資することについて理解を深め、その日常生活及び事業活動を通じて県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県産木材の供給の推進)

第12条 県は、県産木材の供給を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 森林の適正な整備及び保全の推進に関すること。
- (2) 森林施業の集約化の推進に関すること。
- (3) 高性能林業機械の導入の推進に関すること。
- (4) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の供給を図るために必要な施策の推進に関すること。

(県産木材の利用の推進)

第13条 県は、県産木材の利用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出するための施策の推進に関すること。
- (2) 住宅その他の建築物等における県産木材の利用に資する施策の推進に関すること。
- (3) 県産木材の販路の拡大に関すること。
- (4) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用を図るために必要な施策の推進に関すること。

(県の率先利用)

第14条 県は、県産木材に対する需要の増進に資するため、自ら率先してその整備する建築物等における県産木材の利用に努めなければならない。

(調査研究等)

第15条 県は、県産木材の供給及び利用を推進するため、林業経営の効率化、県産木材の品質の向上及び新たな用途の開発等に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用のために必要な措置を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第16条 県は、県産木材の供給及び利用の推進に寄与する人材を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第17条 県は、県産木材の供給及び利用の推進の重要性について県民等の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(連携協力体制の整備)

第18条 県は、県産木材の供給及び利用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力すること

ができる体制を整備するものとする。

(公表)

第19条 知事は、毎年度、県産木材の供給及び利用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(顕彰)

第20条 県は、県産木材の供給及び利用の推進について顕著な功績があると認められるものの顕彰に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○ 富山県県産材利用促進条例（平成 28 年富山県条例第 55 号）

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 県産材の利用の促進の基本計画等(第 8 条・第 9 条)

第 3 章 県産材の利用の促進に関する基本的施策(第 10 条—第 15 条)

第 4 章 財政措置等(第 16 条—第 19 条)

附則

本県では、戦後に植林された人工林が本格的な利用期を迎えており、この潤沢な森林資源を活用しながらその再生産を行うことによって、林業及び木材産業を地域の成長産業へと変革するまたとない好機が到来している。

しかしながら、建築物の非木造化が進んだこと等による木材の使用量の減少と価格の低迷、所有者の不明な森林の増加等、林業及び木材産業をめぐる情勢は困難の度合いを深めており、また、森林を適正に整備するためにも、県産材の適切な利用を確保することが急務となっている。

我が国では、古来、木材を身近な物として多用してきた。さらに近年では、高層建築物や耐火建築物の構造部材、発電、新素材等の新たな用途や分野において利用が広がり始めている。事業者の経済活動や県民の生活との調和を図りつつ、可能な限り木材を優先して使用するとともに、技術開発の成果と人に優しい木材の特性を生かした新たな木の文化を創出することが、我々に課せられている課題である。

ここに、事業者及び県民の自主的な努力を基本としつつ、県が必要な支援を行うこと及び県産材の利用の促進に関わる事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、林業及び木材産業の活力ある成長を促進し、富山の森林を守り育て、県民が快適に暮らすことのできる生活環境を創造するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、並びに県、関係事業者、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、知事が定める基本計画及び県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項について定めること等により、県産材の適切な供給及び利用の確保を通じた林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、あわせて森林の適正な整備及び快適で豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「県産材」とは、県内で生産された木材をいう。

- 2 この条例において「県産材の利用」とは、建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材を使用すること（県産材を使用した木製品を使用することを含む。）をいう。

（基本理念）

第 3 条 県産材の利用は、それが地域の森林資源の有効な活用を通じて地域経済の活性化に貢献するものであること等に鑑み、事業者及び県民が主体的に行う取組に対して県が効果的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならない。

2 県産材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用を促進し、あわせて県土の保全、水源の涵かん養その他の森林の有する多面的機能の発揮に資するよう行われなければならない。

3 県産材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成、県民に癒いやしをもたらす生活環境の創造及び活力ある地域社会の実現に寄与するよう行われなければならない。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条の基本理念にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県産材の利用の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（関係事業者相互の連携及び協力）

第 5 条 森林の施業、木材の製造及び流通並びに建築物の設計及び施工に関する事業を営む者（以下「関係事業者」という。）は、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（事業者の努力）

第 6 条 事業者は、その事業活動等に関し、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の努力）

第 7 条 県民は、県産材の利用の促進に自ら努めるとともに、県が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 県産材の利用の促進の基本計画等

（県産材の利用の促進に関する基本計画）

第 8 条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 県産材の利用の促進の意義及び基本的方向
 - (2) 県産材の供給及び県産材の利用の目標
 - (3) 林業の生産性及び県産材の供給能力の向上に関する事項
 - (4) 県産材を使用した建築材料等の安定的な供給及び流通の円滑化に関する事項
 - (5) 住宅及び住宅以外の建築物の建築等その他における県産材の利用の促進に関する事項
 - (6) 設計者等の育成及び研究開発の推進に関する事項
 - (7) その他県産材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 前項第2号に掲げる県産材の供給及び県産材の利用の目標は、その向上を図ることを旨とし、林業及び木材産業の事業活動並びに県産材の利用に関する指針として、関係事業者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。
- 4 知事は、第1項の規定により基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係事業者、事業者及び県民並びに市町村の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、森林法(昭和26年法律第249号)第68条第1項の規定により設置される富山県森林審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、第1項の規定により基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。
- 6 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに県産材の利用の促進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を変更するものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、基本計画の変更について準用する。
(県産材の利用の促進に関する協議会)
- 第9条 県は、県産材の利用の促進に関する取組の効果的かつ円滑な実施を図るため、関係事業者の組織する団体、関係機関その他の関係者(次項において「関係団体等」という。)により構成される協議会を組織する。
- 2 前項の協議会は、関係団体等が相互の連絡を図ることにより、県産材の利用の促進に関する課題について情報を共有し、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、県産材の利用の促進について協議を行うものとする。
- 第3章 県産材の利用の促進に関する基本的施策
(林業の生産性の向上等)
- 第10条 県は、林業の生産性及び県産材の供給能力の向上を図るため、施業の集約化及び林業機械の高度化の促進、作業路網の整備、林業を担う人材の育成及び確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、森林の土地の位置境界の明確化を促進する等森林の施業が適切に行われるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県産建築材料の安定的な供給等)

第11条 県は、建築物の設計者及び施工者の需要に対応した県産材を使用した建築材料(以下この条において「県産建築材料」という。)が安定的に供給されるよう、県産建築材料の製造のために必要な施設の整備に対する支援、県産建築材料の品質及び性能の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県産建築材料の流通が円滑に行われるよう、流通関係施設の整備及び流通経路の合理化に対する支援、県産建築材料に関する適切な情報の提供の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産材を使用した建築物の建築等の促進等)

第12条 県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物の建築等を促進するため、その需要の開拓のための支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、木質バイオマスの有効な利用並びに土木工事及び工作物の設置における県産材の利用を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(設計者等の育成及び確保)

第13条 県は、県産材を使用した住宅及び住宅以外の建築物を建築するために必要な知識又は技術を有する設計者等を育成し、及び確保するために必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第14条 県は、県産材の利用を促進するため、林業経営の効率化、木製品の品質及び性能の向上、木材の新用途への活用等に関する研究開発の推進及びその成果の普及の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者等の理解の増進等)

第15条 県及び関係事業者の組織する団体は、広報活動等を通じて、県産材の利用の促進に関する事業者及び県民の理解を深め、かつ、その協力を求めるよう努めるものとする。

2 県は、児童をはじめ広く県民が木材に親しむとともに、我が国の木の文化について理解を深めるよう木育の推進に努めるものとする。

第4章 財政措置等

(財政上の措置)

第16条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(県の率先利用)

第17条 県は、県産材に対する需要の増進に資するため、自ら率先して公共建

建築物の整備及び土木工事の発注における県産材の利用に努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(顕彰)

第19条 知事は、県産材の利用の促進に関し顕著な功績があったもの又は優良な事例の顕彰に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 石川県県産材利用促進条例（平成 30 年石川県条例第 30 号）

森林は、木材等の産出はもとより、県土の保全や水源の涵養、景観の維持、さらには、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、県民の安全で快適な暮らしの基となる多面的機能を有し、県民共有の貴重な財産となっている。

本県では、県土の約七割が森林で占められており、このうち、約四割は、県木「あて」やスギをはじめとする人工林である。戦後に植林されたこれらの人工林の多くが伐採適齢期を迎える中、平成二十七年五月に本県で開催された第六十六回全国植樹祭では、植樹祭としては初めて「森林資源の利活用」がテーマに掲げられた。人工林を取り巻く状況は、かつての植えて育てる時代から、積極的な利活用を図る段階へと大きな転換期に差しかかっている。

一方、生活様式の変化等により、木材の需要は、かつてに比べて大きく減少しているほか、長期にわたり木材価格が低迷し、林業の採算性が悪化していることから、県産材の供給についても、十分に進んでいるとはいえない状況にある。

本県の森林を健全な姿で未来の世代へ継承していくことは、我々に課せられた大きな責務である。そのためには、国の新たな森林管理システムの活用も視野に入れながら、引き続き、森林の適正な整備及び保全に取り組むとともに、県民一人一人はもとより、あらゆる主体が県産材の利用促進を通じた森づくりの重要性について、あらためて認識を深め、県産材の積極的な利用を広く推進し、森林資源の循環利用につなげていくことが大切である。

ここに、県産材の利用促進に関する多様な取組の総合的な推進を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県産材の利用促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに森林所有者、林業・木材産業関係事業者及び県民等の役割を明らかにするとともに、県産材の利用促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内の森林で生産された木材(原木等を含む。)をいう。
- 二 県産材の利用 建築材料、工作物の資材、製品又は製品の原材料及びエネルギー源又は燃料源として県産材を利用すること並びに県産材が用いられた製品を使用又は購入することをいう。
- 三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。

四 林業・木材産業関係事業者 県内において、森林の施業(伐採、造林及び保育その他の森林における施業をいう。)、木材の加工又は流通、木造建築物の設計又は施工、木材を利用した製品の生産又は販売、木質バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。))のうち木竹に由来するものをいう。)の利用又は販売及びそれらに準ずる、又は派生する事業に従事する者(以下「関係事業者」という。)をいう。

五 県民等 県民及び県内で事業活動等を行う者(関係事業者を除く。)をいう。

六 森林資源の循環利用 県産材の利用により生じた収益又は利得が再造林等に適切に還元されることにより、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環が繰り返されることをいう。

(基本理念)

第三条 県産材の利用促進については、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

- 一 森林資源の有効利用並びに整備及び保全並びに循環利用につながること。
- 二 地域経済の維持及び活性化に資すること。
- 三 県民等の健康で快適な生活環境、事業環境等の維持又は創出につながること。

四 森林の有する多面的機能の持続的かつ安定的な発揮につながること。

(県の責務)

第四条 県は、基本理念にのっとり、自ら率先して県産材の利用促進に取り組むとともに、国、市町、森林所有者、関係事業者及び県民等と緊密に連携し、及び協力し、県産材の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

(森林所有者の役割)

第五条 森林所有者は、自身が所有する森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の整備及び保全について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(関係事業者の役割)

第六条 関係事業者は、県産材の効率的かつ安定的な供給並びに県産材の利用促進及び新たな利活用の推進(これらのために必要となる研究開発、人材育成、技術継承等を含む。)に積極的かつ継続的に取り組むよう努めるとともに、相互に連携を深め、及び協力するよう努めるものとする。

(県民等の協力)

第七条 県民等は、県産材の利用促進が林業、木材産業をはじめとする地域経済

の活性化に寄与し、森林の適正な整備及び保全、森林資源の循環利用並びに森林が持つ多面的機能の維持及び発揮に資することについて、より一層、理解及び認識を深め、県産材の利用促進に関する県及び市町の取組に協力するよう努めるとともに、日常生活又は事業活動等において、自ら主体的かつ継続的に県産材の利用を推進するよう努めるものとする。

(推進計画)

第八条 知事は、県産材の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な事項その他必要な事項を定めた計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 前項の推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住宅、事務所、商業施設その他の民間建築物、公共建築物、公共土木施設その他工作物等における県産材の利用拡大に関すること。

二 合板、集成材等の木質材料、木質バイオマス等への加工又は活用など、県産材の有効利用に関すること。

三 県産材の新たな用途の開発及び普及に関すること。

四 県産材の利用を促進するために必要な人材の育成に関すること。

五 県内外における県産材の需要及び販路の拡大に関すること。

六 県民等が県産材に親しみ、森林環境等について理解を深められる機会の提供及びそれらに資する取組の普及に関すること。

3 知事は、推進計画を策定しようとするときは、市町、森林所有者、関係事業者及び県民等の意見が適切に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(県産材利用推進月間)

第九条 県は、県産材の利用促進についての関心及び理解が一層深まり、県産材の利用を積極的に推進する意欲が高まるよう、県産材利用推進月間を設ける。

2 県産材利用推進月間は、十月とする。

(顕彰)

第十条 県は、県産材の利用促進に係る顕著な功績があった者及び特に優れた取組を講じた者の顕彰に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十一条 県は、県産材の利用促進に関する施策を着実かつ速やかに実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十二条 知事は、毎年、県産材の利用促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている森林、林業、木材産業行政に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画については、第八条第一項の規定により策定された推進計画とみなすことができる。

○ みんなでつかおう「ふくいの木」促進条例（平成 29 年福井県条例第 23 号）

わたしたちは古来、木材を建築物や生活用品等様々な用途に利用し、木の文化を育んできた。

また、木材を生み出す林業や木材産業は、地域経済を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、様々な分野で木材に代わる素材や製品が利用されるようになり、身近に木を感じるものが少なくなっている。

こうした状況において、本県では、昭和四十年代後半から本格的に植林を進めてきた人工林が利用可能な時期を迎えており、この資源を有効に活用していくためにも、ふくいの木の利用を促進することが必要不可欠となっている。

ここに、ふくいの木を利用することの意義をわたしたち一人一人が改めて認識し、わたしたちの日々の暮らしの中に木材を取り戻し、ふくいの木 of 積極的な利用を促進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、ふくいの木の利用の促進に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務ならびに市町、関係事業者および県民等の役割等を明らかにすることにより、ふくいの木の利用を総合的に促進し、もって県内の林業および木材産業の健全な発展ならびに豊かな県民生活の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 ふくいの木 県内で生産された木材およびそれを利用した木製品をいう。
- 二 ふくいの木の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料、エネルギー等としてふくいの木を利用することをいう。
- 三 関係事業者 県内で森林の施業、木材の製造もしくは流通または建築物の設計もしくは施工に関する事業を行う者をいう。
- 四 県民等 県民および県内において事業活動を行う者（関係事業者を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 ふくいの木の利用の促進は、ふくいの木を利用することが地域の森林の整備を促し、森林の有する多面的機能の持続的な発揮につながるとともに、地域の活性化にも貢献するものであることにかんがみ、わたしたち一人一人がふくいの木を利用することの意義を認識するとともに、関係事業者および県民等の創意工夫ならびに自発的な取組により行われなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、自らふくいの木を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 県は、県民が木に親しみ触れ合い、木の文化を学ぶ機会の創出、ふくいの木
の良さおよびその利用の意義に関する普及啓発その他のふくいの木の利用の
促進に努めるものとする。

(市町の役割)

第五条 市町は、県、関係事業者および県民等と協力しながら、自らふくいの木
を積極的に利用するよう努めるものとする。

2 市町は、県民等によるふくいの木の利用が促進されるよう努めるものとし
る。

(関係事業者の役割)

第六条 関係事業者は、良質なふくいの木の効果的かつ安定的な供給またはそ
の積極的な利用もしくは販売に努めるものとする。

(県民等の役割)

第七条 県民等は、ふくいの木を利用する意義に対する理解を深め、その日常生
活または事業活動を通じて、ふくいの木を利用するよう自ら努めるものとし
る。

(ふくいの木の利用推進月間)

第八条 県民等の間に広くふくいの木についての関心と理解を深めるとともに、
積極的にふくいの木を利用する意欲を高めるため、ふくいの木の利用推進月
間を設ける。

2 ふくいの木の利用推進月間は、十月とする。

(施策の実施状況の公表)

第九条 知事は、毎年、ふくいの木の利用の促進に関する県の施策の実施状況を
公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 山梨県県産木材利用促進条例（平成 31 年山梨県条例第 31 号）

山梨県は、県土の約八割を森林が占める全国有数の森林県であり、その森林のうち約半分は県有林が占めている。この県有林の基となったのが、明治末期に相次いで発生した大水害からの復興に役立てるよう、入会御料地が特別御下賜された恩賜林である。

本県の豊かな森林は、木材の生産をはじめ、県土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止などの多面的機能を有し、私たちに多くの恩恵をもたらしてきた。

一方、戦後に植林された人工林の多くが、木材資源として本格的な利用期を迎え、森林資源の循環的な利用を確保する観点から、積極的に伐採し、木材の利用を拡大していくことが求められている。

しかしながら、人々の生活様式の変化や長期にわたる木材価格の低迷など、林業及び木材産業を取り巻く環境は厳しく、状況の推移によっては、適切な森林整備が進まない事態や、森林の有する多面的機能の低下が生じるものと懸念されている。

このような状況を踏まえ、私たち一人一人が県産木材の利用の重要性についての認識を深めるとともに、県産木材の経済的価値の向上を図り、植林、育林、伐採及び再植林の循環が将来にわたり安定的に繰り返されることを確保するため、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが重要となっている。

私たち山梨県民は、ここに、先人のたゆまぬ努力によって守り、育まれ、活用されてきた森林を維持し、緑豊かな県土を次代に継承するために、県産木材の利用の促進を通じて林業及び木材産業の振興を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業及び木材産業の振興による本県の経済の活性化、森林の有する多面的機能の持続的な発揮並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 県産木材 県内で生産された木材（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。

二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機

能をいう。

三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。

四 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。)を行う者をいう。

五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

七 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産木材を使用すること(県産木材が使用された木製品の使用を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 県産木材の利用の促進は、林業及び木材産業の健全な発展が本県の経済の活性化に資することに鑑み、その経済的価値の向上が図られることを旨として行われなければならない。

2 県産木材の利用の促進は、植林、育林、伐採及び再植林を繰り返すことによる森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が次の世代に継承され、及び森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることを旨として行われなければならない。

3 県産木材の利用の促進は、木材の優れた特性を生かすことにより、県民の快適な居住環境の形成及び県民に癒しをもたらす生活環境の創造に資することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の事業者及び県民(第七条第一項、第八条第三項及び第十四条第一項において「県民等」という。)との協働に努めるものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

2 県は、市町村が県産木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町村に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(森林所有者等の役割)

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、その所有する森林の適切な整備及

び保全並びに県産木材の安定的な供給に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、県産木材の安定的な供給、森林資源の最大限の活用、人材の育成その他林業の振興への寄与に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の向上、県産木材の新たな用途の開発、人材の育成その他木材産業の振興への寄与に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 4 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県産木材に係る知識の習得、県産木材の利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に積極的に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第七条 県民等は、基本理念にのっとり、その日常生活又は事業活動を通じて県産木材の利用に自ら努めるものとする。

- 2 県民及び事業者(第二条第四号から第六号までに掲げる者を除く。)は、基本理念にのっとり、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県産木材の利用の促進に関する基本方針)

第八条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する基本方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。)を策定するものとする。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 県産木材の利用の促進に関する基本的方向
 - 二 県産木材の利用の促進のための方策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ県民等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(県の建築物等における利用)

第九条 県は、その設置又は管理に係る公用施設又は公共施設である建築物を自

ら整備しようとするときは、木造とすることが適当でない場合又は困難と認められる場合を除き、基本方針で定めるところにより、当該建築物について、原則として木造とするものとする。

- 2 県は、その整備する建築物、土木施設その他工作物等において、自ら率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(県産木材の安定供給の促進)

第十条 県は、森林資源の有効な利用及び再生産を図りつつ、県産木材の安定的な供給を自ら行い、及びその安定的な供給を促進するため、森林の整備及び保全の推進その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、県産木材の生産体制の強化を図るため、森林の境界の明確化の推進、路網の計画的な整備、高性能林業機械（二以上の作業を一の工程の中で行うことができる林業機械をいう。）の導入及び森林施業の集約化の促進その他の必要な施策を実施するものとする。

- 3 県は、林業事業者が地域における森林経営の担い手として活動することの重要性に鑑み、林業事業者が森林所有者相互の森林施業に関する合意形成のための仲介、林業経営に関する計画の提案等を通じて、県産木材の安定的な供給の推進に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な施策を実施するものとする。

- 4 県は、県産木材の生産能力の向上を図るため、木材の生産に係る新たな技術の導入の試行、その成果の普及その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の加工等の体制の整備)

第十一条 県は、県産木材の加工及び流通に関する体制の整備を図るため、木材の加工及び流通に係る施設の整備並びに品質及び生産性の向上に対する支援、木材の需給に関する情報の共有の円滑化に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(県産木材の利用の促進)

第十二条 県は、県産木材を使用した住宅その他の建築物の新築、増築、改築等及び県産木材が使用された製品の使用を促進するため、その需要の拡大に向けた支援その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 県は、県産木材の利用の促進を図るため、県産木材のブランド化（県産木材及び県産木材を使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。）及び産地の認証に関し、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、合法伐採木材（法令に適合して伐採された樹木を材料とする木材をいう。）の流通及び利用の促進を図るために必要な施策を実施するものとする。
- 4 県は、木質バイオマス（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第十九条に規定する木質バイオマスをい

う。)の有効利用を促進するため、その加工及び利用に係る施設の整備への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(普及啓発、木育の推進等)

第十三条 県は、県産木材の利用の重要性に対する県民の理解を深めるため、県民が広く県産木材の利用の意義を学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信等を通じて普及啓発を図るよう努めるものとする。

2 県は、林木から発生する花粉がアレルギー疾患の原因となっており、県産木材の価値に関する県民の理解を促進する上でその対策が重要な課題となっていることに鑑み、花粉の発生の少ない品種の研究開発及び普及その他の必要な施策を実施するものとする。

3 県は、子どもをはじめとする県民が広く木材に親しむとともに、県民の生活に必要な物資としての木の魅力及びその利用の意義を学ぶ活動を推進するために必要な施策を実施するものとする。

(県産木材利用推進月間)

第十四条 県民等の間に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設けるものとする。

2 県産木材利用推進月間は、十月とする。

(人材の育成)

第十五条 県は、林業及び木材産業を担う人材の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

2 県は、県産木材を使用した建築物の建築に必要な知識又は技術を有する設計者等の確保及び育成に必要な施策を実施するものとする。

(森林認証の普及)

第十六条 県は、持続可能な森林管理及び森林経営(以下この項において「森林管理等」という。)の推進及び県産木材の付加価値の向上を図るため、森林認証制度(森林管理等に係る認証を行うことを目的とする団体その他の機関が、環境保全への配慮の度合その他の森林管理等に係る一定の基準の下、林業事業者、木材産業事業者等の申請に基づき、当該申請に係る森林又は森林の経営組織等を認証する制度をいう。以下この条において同じ。)による認証の取得が促進されるよう、森林認証制度の普及に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、森林認証制度により認証された森林から産出される県産木材の使用及び当該県産木材が使用された製品の使用の拡大を図るため、その普及の促進、製品の開発への支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を実施するために必要な財

政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十八条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 19 号）

森林は、土砂災害の防止、水源のかん養、森川海の物質循環、保健・レクリエーション、地球温暖化防止などの多面的機能を有しており、県民共通の大切な財産である。

このような多面的機能は、森林が健全な状態で保たれることにより発揮され、中山間地域のみならず都市地域の住民の生活にも安らぎや潤いをもたらしている。

本県の森林は、戦後に植林を進めた人工林を中心に森林資源の充実が進んでいる反面、県産木材は、外国産木材との経済的価値の比較等において利用が進んでいない。

木材は、人に優しく、環境への負荷が少ない資源であり、軽くて丈夫で、加工しやすく、建築、家具など様々な形で利用される快適で安心な材料である。

県産木材の利用を促進することにより、自立的な林業及び木材産業を確立し、これにより県民共通の財産として長期的な視点に立って適切な森づくりを進め、森林の多面的機能を維持向上させる必要がある。このことは地域創生の取組にもつながるものである。

ここに、県及び関係者が協働し、県産木材の幅広い利用等を進めることとし、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、県産木材の利用促進及びそのことを通じた森づくり（以下「県産木材の利用促進等」という。）の基本理念を定め、県、市町及び森林所有者の責務並びに林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の利用促進等の施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用促進等の施策を総合的かつ計画的に推進し、林業及び木材産業の自立的な発展を図り、もって森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び地域創生に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内の森林で生産された原木をいう。
- (2) 県産木材 県産材を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。
- (3) 森林所有者 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業を

いう。以下同じ。)を行う者をいう。

(5) 木材産業事業者 原木又は木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。

(6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(7) その他事業者 林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者以外の事業者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の利用促進等は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

(1) 事業活動や日常生活において県産木材を優先的に活用する意識を高め、建築用から家具、用具、さらには燃料用まで余すところなく利用すること。

(2) 県産木材の利用により、森林の有する多面的機能の維持発揮に資すること。

(3) 県産木材の利用により、伐採、利用、植栽及び保育という林業生産活動が円滑に循環し、豊かな森林資源が次代に引き継がれること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の利用促進等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民との協働に努めるとともに、国及び市町と連携を図るものとする。

(市町の責務)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、県、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び県民と連携し、第12条第1項の指針を参酌して県産木材の利用促進等に関する施策の策定及び実施に努めるものとする。

(森林所有者の責務)

第6条 森林所有者は、県が実施する県産木材の利用促進等に関する施策に協力するとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備、管理及び保全に積極的に努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第7条 林業事業者は、県が実施する県産木材の利用促進等に関する施策に協力するとともに、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第8条 木材産業事業者は、県が実施する県産木材の利用促進等に関する施策に協力するとともに、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、県産木材の新たな用途の開発その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第9条 建築関係事業者は、県が実施する県産木材の利用促進等に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動を通じて、県産木材に係る知識の習得、木造建築技術の継承及び向上並びに人材の育成を行い、県産木材の積極的な利用に努めるものとする。

(その他事業者の協力)

第10条 その他事業者は、県が実施する県産木材の利用促進等に関する施策に協力するとともに、自らの事業活動において、県産木材の積極的な利用に努めるものとする。

(県民の協力)

第11条 県民は、木材利用の意義及び重要性について理解を深め、日常生活を通じて、県産木材の積極的な利用や森づくりへの参画に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用促進等に関する施策に協力するものとする。

(県産木材の利用促進等に関する指針)

第12条 知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用促進等に関する基本的な指針(以下「指針」という。)を策定するものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の利用促進等に関する取組方針及び目標
- (2) 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、次条から第20条までに定める施策に関する事項その他の県産木材の利用促進等に関する必要な事項

3 知事は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

(県産材の安定供給の推進)

第13条 県は、県産材の安定供給を推進するため、森林施業の集約化、林業事業者の育成強化、林内路網の整備支援、高性能林業機械の導入促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の加工流通体制の整備)

第14条 県は、品質、価格及び供給力で競争力を備える県産木材の加工流通体制の整備を推進するため、加工施設、流通施設等の整備への支援、品質や生産性の向上への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の利用促進)

第15条 県は、県産木材の利用促進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 公共施設等における県産木材の利用の推進
- (2) 県産木材を使用する住宅等の建設の促進
- (3) 土木資材、産業資材、防災資材等新たな分野における県産木材の利用の促進
- (4) 県産木材を利用した新たな建築材料の活用及び新たな加工技術等による県産木材の用途開発の推進
- (5) 県産木材の国内外における販路拡大の推進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用促進に必要な施策
(木質バイオマスの利用促進)

第16条 県は、木質バイオマス（木に由来する有機物である資源をいう。以下同じ。）としての未利用の間伐材等の利用促進を図るため、木質バイオマスの製造又は利用をする施設の整備への支援、未利用の間伐材等の収集、運搬、加工及び流通に係る経費を縮減して安定的に供給する体制の構築を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の利用を通じた森づくりの推進)

第17条 県は、県産木材の利用を通じた森づくりを推進するため、林業経営の持続を促す間伐及び間伐材の搬出並びに皆伐及び再造林、陸から海への栄養塩等の供給を促し豊かな海の再生に結びつく広葉樹林等の育成への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第18条 県は、林業、木材産業その他の県産木材の利用促進等を担う人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(普及啓発)

第19条 県は、県民が木に親しみ、触れ合い、並びに木材の良さ、その利用の意義及び木の文化を学ぶ機会の確保、県産木材に関する情報の発信その他の県産木材の利用促進等に関する普及啓発に必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第20条 県は、市町が実施する県産木材の利用促進等に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第21条 県は、県産木材の利用促進等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表)

第22条 知事は、県産木材の利用促進等に関する施策の実施状況をとりまとめ

て公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 岡山県県産材利用促進条例（平成 29 年岡山県条例第 30 号）

木材は、快適で健康的な空間を提供するとともに、環境への負荷の少ない再生可能な循環型資源である。

また、木材を供給する森林は、木材の生産、水源の涵かん養、洪水及び土砂崩れの防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等の様々な機能を有し、快適な生活環境の創造に欠くことができない重要な役割を担っている。

しかし、木材価格が長期的に低迷する中、森林所有者の経営意欲は低下し、森林が適正に整備されず、木材の安定供給への影響及び森林の有する公益的機能の低下が懸念されている。

一方、県内のヒノキ等の人工林は、本格的な利用期を迎えているものが多く、建築、土木、家具、建具その他従来からの用途に加え、新たな用途開発及び販路拡大への取組も進んでいる。

こうした中、豊富な森林資源の循環利用による林業の成長産業化の実現に向けて、今後とも、森林との関わりを深めながら、森林から多くの恵みを楽しむとともに、県民の貴重な財産である県内の森林をより良い姿で次の世代に引き継ぐためには、公共施設の木造化及び木質化はもとより、県産材を積極的に利用していく必要がある。

ここに、県産材の利用の促進についての基本理念を明らかにし、もって県産材の利用の促進に必要な施策を総合的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県産材の利用の促進について、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、これらの施策を総合的に推進し、健全な森林の育成並びに林業及び木材産業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 二 県産材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産材を使用すること並びに県産材が使用された木製品を使用することをいう。

（基本理念）

第三条 県産材の利用の促進は、県産材の積極的な活用を通じた森林資源の循環利用により、水源の涵かん養、県土の保全、地球温暖化の防止その他森林の有する公益的機能を発揮させるとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産材の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(県民等の理解及び協力)

第五条 県民及び事業者は、県産材の利用の促進が県内の林業を活性化させ、森林の適切な管理を促進することについての理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、その日常生活及び事業活動を通じて、県産材の利用に協力するよう努めるものとする。

(関係事業者相互の連携及び協力)

第六条 林業、木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を営む者(以下「関係事業者」という。)は、基本理念にのっとり、県産材の利用が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(指針の策定)

第七条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県産材の利用の促進に関する指針(以下「指針」という。)を策定するものとする。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 県産材の利用の促進に関する基本的事項
- 二 県産材の利用に関する目標
- 三 前二号に掲げるもののほか、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、第一項の規定により指針を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村長に通知するものとする。

4 知事は、森林、林業、木材産業及び木材の利用を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、並びに県産材の利用の促進に関する施策について自ら行う評価を踏まえ、おおむね五年ごとに指針の見直しを行うこととする。

5 第三項の規定は、指針の変更について準用する。

(推進体制の整備)

第八条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、森林所有者(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。)、関係事業者等が意見を交換し、相互に協力することができる体制を整備するものとする。

(市町村に対する協力)

第九条 県は、市町村が県産材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他必要な協力を行うものとする。

(施策の実施状況の公表)

第十条 県は、毎年、県産材の利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

○ 広島県県産木材利用促進条例（平成 30 年広島県条例第 48 号）

森林は、木材を供給するとともに、県土の保全、水源の涵養、憩いの場の提供などの多面的かつ公益的な機能を有し、本県経済や、県民生活に大きな役割を果たしてきた。

そして、木材は、健康で快適な暮らしを作り出す上で有効な材料であり、環境への負荷が少なく、再生産が可能であることから、循環型社会を形成する上で重要であり、木材をエネルギーとして利活用し、地球温暖化の防止に役立てるなど、近年、木材の利用拡大に対する期待が高まっている。

ここに、県内の森林の継承や循環型社会の形成をはじめとする多くの恩恵を県民が享受できるように、県内の森林から生産された木材の消費を拡大することを基本とし、県産木材の利用の促進について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、これに必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、県産木材の利用の促進に関する基本理念を定め、県の責務並びに市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民の役割等を明らかにし、県産木材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、品質の高い製品を安定的に供給し、もって林業及び木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産木材 県内で生産又は加工された木材をいう。
- 二 県産木材の利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料若しくはエネルギー源として県産木材を使用すること又は県産木材が使用された木製品を使用することをいう。
- 三 森林所有者 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 四 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- 五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 県産木材の利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われな

ければならない。

- 一 森林が、多面的かつ公益的機能を有し、再生産が可能な資源であることに鑑み、県産木材の利用の促進により、森林が次の世代へ継承され、循環型社会の形成が図られること。
- 二 木材は、二酸化炭素を長期に固定する機能を持ち、また、木材のエネルギー利用は、環境への負荷が少なく再生産が可能であることから、地球温暖化の防止に貢献し地球環境の保全が図られること。
- 三 林業及び木材産業の持続的な発展が本県経済の活性化に資することに鑑み、県産木材の利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする。

(市町との協働)

第五条 県及び市町は、それぞれが実施する県産木材の利用の促進に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協働するものとする。

(森林所有者の役割)

第六条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的かつ公益的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第七条 林業事業者は、基本理念にのっとり、地域における森林の経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第八条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び安定供給の推進、県産木材の新たな用途の開発その他木材産業の振興に努めるとともに、県が実施する県産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第九条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及並びに木造建築の技術の継承及び一層の向上に努めるとともに、県が実施する県産木材の利

用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十条 県民は、基本理念にのっとり、県産木材の利用が森林整備を促進することについて理解を深めるとともに、その日常生活又は事業活動を通じて、県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

(基本指針)

第十一条 知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の利用の促進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県産木材の利用の促進に関する取組方針及び目標
- 二 県産木材の利用及び供給の確保に関する基本的事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関する必要な事項

3 知事は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町長に通知しなければならない。

(県産木材の安定供給の推進)

第十二条 県は、県産木材の安定供給を推進するため、県産木材の生産に係る基盤の整備、森林施業の集約化、林業事業体の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の加工・流通体制の整備)

第十三条 県は、県産木材の加工及び流通の体制の充実強化を図るため、関係施設の整備及び生産性の向上に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県産木材の利用の促進)

第十四条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な施策を講ずるものとする。

- 一 公共施設等における県産木材の利用の促進に関すること。
- 二 県産木材を使用する建築物の建設及び建築物の内装の木質化の促進に関すること。
- 三 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- 四 県産木材の販路の拡大に向けた支援に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関すること。

(木質バイオマスの利活用の促進)

第十五条 県は、間伐材、林地残材その他の未利用の木質資源をバイオマスエネルギーとしてその利活用の促進を図るため、木質バイオマス施設の整備への支援、新たな利用を推進するための調査及び情報収集その他の必要な施策を

講ずるものとする。

(普及啓発)

第十六条 県は、県民が木に親しみ、触れ合い、木材の良さ、その利用の意義及び木の文化を学ぶ機会の確保や、県産木材に関する情報の発信その他の方法により県産木材の利用促進に関する普及啓発に努めるものとする。

(人材の育成)

第十七条 県は、木材に関連する事業者等に対して、県産木材の利用促進を担う人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第十八条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を総合的に推進するため、市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等が相互に連携し、及び協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、県産木材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第二十条 知事は、毎年度、県産木材の利用の促進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 徳島県県産材利用促進条例（平成 24 年徳島県条例第 80 号）

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 県産材の利用の促進に関する指針（第十一条）

第三章 県産材の利用の促進に関する施策（第十二条—第十七条）

第四章 雑則（第十八条—第二十一条）

附則

温暖な気候の下、県土の約八割を山地が占め、その山々を縫うように河川が流れる豊かな自然の中で、私たちは、森林から木材、清らかな水等の多くの恩恵を受けながら生活している。

しかしながら、戦後に植林された森林の多くが木材として利用可能な段階を迎えたにもかかわらず、長期にわたる木材価格の低迷が林業の衰退及び森林管理の停滞を招き、森林の有する多面的機能の低下が懸念される状況にある。

このため、県では全国に先駆け、林業の再生から飛躍、そして次世代の林業を目指し、県産材を効率的かつ安定的に供給する体制を構築するとともに、多種多様な木材産業の立地により木の根元から梢こずえまでを総合的に利用する体制を構築してきた。

一方で、県民等においては、地球温暖化の進行に伴い、森林及び林業の重要性に対する意識が高まってきており、森林の有する多面的機能への理解が深まりつつある。

ここに、私たちは、本県の有する豊富で貴重な森林という資源の重要性を認識し、そこから生産される県産材を積極的に利用することで、豊かな自然に囲まれた郷土を維持し、森林がもたらす多くの恩恵を将来の県民に継承していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、本県の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化をはじめとする本県の経済の振興並びに森林の有する多面的機能の向上を図るため、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 県産材 県内で生産された木材をいう。
- 二 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- 三 森林所有者 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二条第二項に規定する森林所有者をいう。
- 四 林業事業者 森林において森林施業(伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。
- 五 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- 六 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第三条 県産材の利用の促進は、本県の森林が災害から県民の生命及び財産を守っていること、県民の生活に必要な豊かな水を供給していること、多様な生物の生息の場になっていること等に鑑み、その恩恵に感謝するとともに、当該森林に対する愛着を持って行われなければならない。

- 2 県産材の利用の促進は、伐採、造林及び保育を繰り返すことにより本県において育まれてきた貴重な森林資源が枯渇することなく次世代に引き継がれるよう行われなければならない。
- 3 県産材の利用の促進は、木材がエネルギー源として利用すること及び再生産することが可能であって、大気中の二酸化炭素の量の増減に影響を与えない資源であることに鑑み、循環型社会の形成に資するよう行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、基本理念にのっとり、地域経済の活性化、森林の整備の推進等の県産材を利用する意義を認識し、日常

生活及び事業活動を通じて、県産材の特性に応じた積極的な利用に努めるものとする。

- 2 県民等は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第七条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能の重要性を認識し、県産材を安定的に供給できるよう、その所有する森林の適切な管理及び整備に努めるものとする。

- 2 森林所有者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第八条 林業事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、本県の有する森林資源を有効に利用できるよう樹種、林齢等の森林の現況の把握を図り、効率的な生産による県産材の安定的な供給に努めるものとする。

- 2 林業事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第九条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、県産材の特性に応じた加工、多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)等の有効利用に努め、その加工品を安定的に供給するとともに、これまで培われてきた高度な木材加工技術の継承及び更なる向上に努めるものとする。

- 2 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第十条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を通じて、県産材に係る知識の習得及び県産材の積極的な利用に努めるものとする。

- 2 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、県及び市町村が実施する県産材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 県産材の利用の促進に関する指針

第十一条 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産材の利用の促進に関する指針(以下「利用指針」という。)を策定するものとする。

- 2 利用指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 県産材の利用の促進のための施策に関する基本的事項
- 二 県産材の利用の目標

三 県産材の適切な供給の確保に関する基本的事項

四 その他県産材の利用の促進に関し必要な事項

- 3 知事は、利用指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

第三章 県産材の利用の促進に関する施策

(県産材の利用の促進のための措置)

第十二条 県は、県産材の利用の促進及びそのための県産材の供給の安定を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- 二 県産材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。
- 三 県産材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- 四 建築物、公共土木施設その他の工作物(以下「建築物等」という。)及びこれらに係る工事における県産材及び県産材を利用した製品の利用に関すること。
- 五 合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産材の有効利用に関すること。
- 六 県産材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。
- 七 県産材のブランド化(県産材及び県産材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。)及び産地の認証に関すること。
- 八 県産材の新たな用途の開発及び国内外への販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産材の利用等)

第十三条 県は、自ら行う建築物の整備に当たっては、利用指針で定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

- 2 県は、県民等による県産材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産材及び県産材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(情報の提供)

第十四条 県は、林業事業者による県産材及び木材産業事業者による県産材の加工品の安定的な供給並びに建築関係事業者による県産材の利用の推進が図られるよう、県産材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、県産材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

(普及啓発)

第十五条 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、紫外線を吸収する効果、景観の向上、癒やしの醸成等の木材の有する機能を研究し、その成果

及び県産材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。

- 2 県は、県民等が県産材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。
- 3 県は、木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進に努めるものとする。

(県産材利用推進月間)

第十六条 県民等の間に広く県産材についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県産材を利用する意欲を高めるため、県産材利用推進月間を設ける。

- 2 県産材利用推進月間は、十月とする。
- 3 県は、県産材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(体制の整備等)

第十七条 県は、県産材の利用を促進するための拠点の整備に努めるものとする。

- 2 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等が協働して県産材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとする。
- 3 県は、木材産業事業者、学校等と連携し、県産材を利用した製品に児童、生徒、学生等の発想を活用することができるよう努めるものとする。

第四章 雑則

(顕彰)

第十八条 県は、県産材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の顕彰を行うよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施状況の公表等)

第二十条 知事は、毎年一回、県産材の利用の促進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、徳島県森林審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(補則)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている県産材の利用の促進に関する県の指針であって、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

を図るためのものは、第十一条第一項の規定により策定された利用指針とみなす。

○ 香川県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

(平成 29 年香川県条例第 47 号)

香川県の県土面積の約 47 パーセントを占める森林は、山地災害の防止、水源涵養、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全等の多面的機能を有するとともに、香川県民の安全で安心な暮らしや快適な生活環境の創造に欠くことのできない大切な役割を担っている。

しかしながら、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷や人件費等の上昇により林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、代替燃料や資材への転換による森林に頼らない生活様式への変化により山村の過疎化等が進行し、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置森林の増加や放置竹林の拡大など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能の低下が懸念されている状況にある。

一方で、昭和 40 年代後半の松くい虫被害跡地に植栽したヒノキが利用期を迎えており、間伐等の森林整備を推進するためには、県産木材の公共建築物や民間住宅等での利用を促進することが重要である。また、香川県の森林面積は、広葉樹や竹が約 66 パーセントを占めており、それら里山林の整備を推進するためには、森林資源の有効活用に積極的に取り組むことが重要である。

森林面積が少なく木材生産量に比べ消費量の多い香川県においては、川上から川下までの関係者が連携して香川県内での資源循環を推進し、その取組を継続することで地産地消による地域の活性化を実現することが可能である。

平成 29 年 11 月 19 日に、香川県満濃池森林公園において「森を育てる豊かな暮らし 森が育む確かな未来」をテーマに第 41 回全国育樹祭が開催された。県民の森林づくりへの機運が高まるこの機会に、香川県、香川県内市町、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び香川県民が相互に協力し、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、県産木材をはじめ森林資源を積極的に利用することで森林整備を推進し、香川県民の安全で安心な暮らしや快適な生活環境を創造するとともに、森林を豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本理念を定め、並びに県の責務、県民及び事業者（以下「県民等」という。）等の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策（以下単に「施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、県産木材の適切な供給及び利用を通じた森林の適正な整備を図り、あわせて県民の安全で安心な暮らし及び快適な生活環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 香川県内の森林で生産された原木及びこれを原材料として製造された木材をいう。
- (2) 県産木材の供給及び利用 建築材料、工作物の資材、製品の原材料及びエネルギー源として県産木材を供給し、及び使用すること並びに県産木材が使用された木製品を供給し、及び使用することをいう。
- (3) 森林の有する多面的機能 県土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 県産木材は、再生産が可能な資源であることから、県産木材の供給及び利用の促進により、県民の健康的で暖かみのある快適な生活環境の形成、地球温暖化の防止及び循環型社会の形成が図られること。
- (2) 県産木材の供給及び利用の促進は、地域の森林資源の有効活用を通じて地域経済の活性化への貢献等を果たすものであることから、県民等が主体的に行う取組に対して県が効果的に支援を行うことにより、その促進が図られること。
- (3) 県産木材の供給及び利用は、森林整備の促進につながるものであることから、林業及び木材の製造若しくは流通又は建築物の設計若しくは施工に関する事業を行う者（以下「関係事業者」という。）の効果的な連携の推進により、関係事業者の持続可能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の創出が図られること。

(県の責務及び市町との連携)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有するものとする。

- 2 県は、施策を策定し、又は実施する場合においては、市町との緊密な連携を図るものとする。
- 3 県は、市町が実施する施策を支援するため、情報の提供、技術的助言その他の必要な協力を行うものとする。

(県民等の役割)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、県産木材の供給及び利用が森林整備を促進することについて理解を深めるとともに、その日常生活又は事業活動を

通じて、県産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な整備及び保全に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係事業者の役割)

第7条 関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業を行うとともに、県及び市町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(県産木材の供給の促進のための措置)

第8条 県は、県産木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 適正な森林資源の利用及び再生産を図るための森林整備に関すること。
- (2) 高性能林業機械、林内路網等の県産木材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び林業事業者の育成に関すること。

(県産木材の利用の促進のための措置)

第9条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
- (2) 県が自ら整備する建築物、土木施設その他の工作物（以下「建築物等」という。）及びこれに係る工事において、県産木材及びこれを使用した製品の利用に関すること。
- (3) 県民等が自ら整備する建築物等及びこれに係る工事において、県産木材及びこれを使用した製品の率先した利用を促すことに関すること。
- (4) 県産木材及びこれを使用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することを証明する県産木材の認証の仕組みに関すること。
- (5) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- (6) 県産木材の販路の拡大に関すること。

(普及啓発)

第10条 県及び関係事業者は、広報活動等を通じて、県民等の県産木材の供給及び利用の促進に関する理解を深め、かつ、その協力を求めるよう努めるものとする。

- 2 県は、県産木材の供給及び利用を通じた県民参加の森づくりを推進するため、情報の提供、県産木材及び森林と触れ合う機会の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、木育（人と森林の関わりを主体的に考えることができる豊かな心を育むことをいう。）の活動の推進に努めるものとする。

(人材の育成)

第11条 県は、県産木材の供給及び利用の促進に寄与する関係事業者の人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

(体制の整備)

第12条 県は、県産木材の供給及び利用に資するため、関係事業者が相互に連携し、協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表等)

第14条 知事は、毎年度、香川県環境基本条例（平成7年香川県条例第4号）第10条の香川県環境白書により、施策の実施状況を公表しなければならない。

2 知事は、施策を総合的に推進するため、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的事項を定め、みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（平成14年香川県条例第2号）第6条第1項の緑化推進等基本計画に記載しなければならない。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○ 愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例

(平成 30 年愛媛県条例第 56 号)

戦後、積極的に造成された本県のすぎ、ひのき等の人工林資源は充実し、特にひのきの素材生産量は全国でも上位に位置するなど、正に成熟期を迎え、「育てる時代」から「利用する時代」へと移行してきている。

一方、人口減少の進展により、木材需要が減少することが予想される中で、木材価格の長期にわたる低迷による森林所有者の経営意欲の減退、林業の担い手不足、林道等の基盤整備の遅れ等により、林業生産活動は停滞し、木材生産が伸び悩んでいるほか、間伐等の適正な森林整備がなされない森林が増加し、森林の持つ水源の涵（かん）養、二酸化炭素の吸収及び固定化など、県民生活に不可欠な公益的機能の発揮に支障を来すことが危惧されている。

こうした状況を打開するためには、木材の安定供給体制の構築と新たな木材需要の創出により、木を伐採し、伐採した木を利用し、植林し、育林し、再び伐採するという生業としての林業及び木材産業を活性化させ、豊かな森林資源の循環利用を確立することで、林業及び木材産業を地域の成長産業に育成することが必要となっている。

ここに、私たちは、木材を利用することの重要性に関する認識を改めて共有し、木材の供給及び利用の促進に県全体で取り組むために必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町との連携等並びに森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等の役割について明らかにするとともに、木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県内の林業及び木材産業の振興を図り、本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資するとともに、県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林の有する多面的機能 林産物の供給、水源の涵養、山地災害（山崩れ、土石流、地滑り等の山地における災害をいう。）の防止、土壌、地球環境及び生物多様性の保全その他の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (2) 森林資源の循環利用 伐採、木材の利用、植林及び育林という一連の行為により、森林資源である木材が繰り返し生産され、及び有効に利用されることをいう。

- (3) 森林所有者 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 森林組合 森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に規定する森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。
- (5) 林業事業者 森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。
- (6) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (7) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
- (8) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (9) 県産木材製品 県産木材を原材料とした製品又は県外から移入した木材を原材料として県内の事業所で製造された製品をいう。
- (10) 愛媛ブランド材 品質及び性能の確かな製品として県独自の品質基準を満たす県産木材製品をいう。
- (11) 木質バイオマス 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 19 条に規定する木質バイオマスをいう。

（基本理念）

第 3 条 木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 木材の生産、加工、流通その他の森林経営及び木材産業の業務に従事する担い手の確保、育成及び就労の定着のため、その経営基盤の強化が進められること。
- (2) 森林資源を最大限に生かしていくため、木材の供給者から消費者までを結び付ける効率的な流通体制が構築されるとともに、従来の木材の利用のほか、新たな木材の加工及び利用の技術の開発及び普及を図ることにより、木材需要の創出及び利用拡大が進められること。
- (3) 木材の利用の促進により、生業としての林業を活性化させることで、森林の適正な管理を図り、森林の有する多面的機能を向上させること。
- (4) 前 3 号に掲げる事項に関する取組を通じ、森林資源を充実させ、森林資源の循環利用を進めることにより、本県経済を支える林業、木材産業その他の木材関連産業の振興が図られること。

（県の責務）

第 4 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県産木材をはじめとする木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者その他の関係事業者との

協働に努めるものとする。

(市町との連携等)

第5条 県は、前条第1項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策との整合を図るため、市町と情報交換を行う等緊密に連携するとともに、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、その所有する森林の適切な整備及び保全に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林組合の役割)

第7条 森林組合は、基本理念にのっとり、地域における森林経営の中核的な担い手として、森林の適切な整備及び保全並びに林業の振興に積極的に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るための森林の適切な整備及び保全並びに計画的な森林経営による県産木材の安定供給に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念にのっとり、県産木材の有効利用及び流通の促進(県産木材製品の国内販売及び輸出の促進を含む。)、木材製品の安定供給、木材の加工及び利用の技術の開発、普及及び継承、人材の育成その他の木材産業の振興に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第10条 建築関係事業者は、基本理念にのっとり、木材に係る知識の習得、県産木材の優先的かつ積極的な利用、木造建築技術の継承及び人材の育成に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第11条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、基本理念にのっとり、木材の供給及び利用の促進が本県経済の活性化及び森林の有する多面的機能の持続的な発揮に資することについての理解並びにその日常生活及び事業活

動を通じて、県産木材及び県産木材製品の利用の促進に努めるとともに、県又は市町が実施する木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第12条 知事は、木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 木材の供給及び利用の促進に関する基本的な事項
- (2) 木材の供給及び利用の目標
- (3) 前2号に掲げるもののほか、県産木材の供給及び利用の促進に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の意見を聴くほか、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(木材の供給の促進のための措置)

第13条 県は、木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林の有する多面的機能を向上させ、高度に発揮させるための森林の整備に関すること。
- (2) 森林資源の再生産を図るための主伐及び再造林の促進に関すること。
- (3) 持続的かつ計画的な森林経営を行う体制の構築に関すること。
- (4) 県産木材の生産、加工、流通等を安定的かつ効率的に行うことができる供給体制の構築に関すること。
- (5) 木材の供給体制を担う人材の育成に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の供給の促進に関すること。

(木材の利用の促進のための措置)

第14条 県は、木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 愛媛ブランド材その他の県産木材及び県産木材製品の国内外への販路拡大に関すること。
- (2) 建築物、公共土木施設その他の工作物（以下「建築物等」という。）への積極的な県産木材の利用の推進に関すること。
- (3) 建築物等への木材の活用その他の木材の利用の促進を担う人材の育成に

関すること。

- (4) 木材の加工及び利用の技術の開発及び普及に関すること。
- (5) 木質バイオマスその他の木材の有効利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県産木材の利用の促進に関すること。

(公共施設における県産木材の利用等)

第15条 県は、公共施設の整備に当たっては、県産木材の利用を促進するため、木造化又は木質化を積極的に推進するよう努めるものとする。

2 県は、市町その他公共的団体等に対して、建築物等の木造化又は木質化を要請するとともに、県産木材の利用が促進されるよう必要な支援に努めるものとする。

(森林資源の循環利用の確立)

第16条 県は、前3条の措置を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材に係る森林資源の循環利用を確立し、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者その他の県産木材を取り扱う事業者の持続可能な事業経営が促進されるよう努めるものとする。

(普及啓発)

第17条 県は、森林の有する多面的機能の重要性及び県産木材の利用に関する意義について県民の理解を深め、森林を社会全体で支えるという機運を醸成するよう普及啓発に努めるものとする。

(意見交換等の体制の整備)

第18条 県は、木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県、市町、森林所有者、森林組合、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び県民等が意見を交換し、及び相互に協力することができる体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、木材の供給及び利用の促進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第20条 知事は、毎年度、木材の供給及び利用の促進に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている木材の供給及び利用の促進に関する事項を定めた県の計画は、第12条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

○ 高知県県産木材の供給及び利用の促進に関する条例

(平成 29 年高知県条例第 1 号)

目次

第 1 章 総則(第 1 条—第 10 条)

第 2 章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画(第 11 条)

第 3 章 県産木材に関する施策

第 1 節 県産木材の供給の促進(第 12 条)

第 2 節 県産木材の利用の促進(第 13 条—第 16 条)

第 3 節 県産木材の好循環(第 17 条—第 20 条)

第 4 章 雑則(第 21 条・第 22 条)

附則

本県は、森林面積が県土の約 84 パーセントを占めるとともに、温暖多雨な気候といった自然環境を生かし、積極的に杉や檜(ひのき)の造林に取り組んできたことから、全国有数の森林県となっている。

これまで、我々県民は、この豊かな森林から、県土の保全や水源の涵(かん)養など、多くの恩恵を受けてきた。また、森林から産出される木材を用いた建築物や工芸品には時を経るごとに美しさを増す文化的な価値があり、それらに囲まれ生活することにより、心温かな県民性が育まれてきたところである。

さらに、近年においては、森林には地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の吸収源としての役割が、木質バイオマスには再生可能なクリーンエネルギーとしての役割が期待されている。我々県民は、こうした役割が十分に発揮される環境を整備し、循環型社会の形成を目指していかなければならない。

しかしながら、県内の森林の多くは、資源としての成熟度を増し、経済的な価値の発揮が期待される時期に来ているものの、長引く木材価格の低迷は林業生産活動の停滞を招き、そのため中山間地域から林業労働者が減少し、過疎化や高齢化を招くなど、林業を取り巻く状況は厳しさを増しており、間伐をはじめとする適正な手入れや皆伐後の造林などの森林管理は停滞し、森林の有する多面的機能の低下や災害の発生が懸念される状況となっている。

そのため、本県では、森林の保全と中山間地域の活性化とを図るため、様々な取組を進めてきたが、さらに、本県の豊富な森林資源を良質材から低質材まで余すことなく活用することにより、県産木材の経済的価値を高めることが求められている。

こうした取組を通じて、再造林など森林管理の促進と県産木材の生産、加工、流通及び需要の拡大とによる経済活動の発展を実現し、ひいては森林の長期のサイクルに合わせた持続可能な好循環の流れを実現していかなければならない。

こうした状況を踏まえ、豊かな自然に囲まれた県土を保全し、森林がもたらす

多くの自然的、経済的恩恵を後世に継承していくため、林業関係者や行政はもとより県民が一体となって、本県の豊富な森林資源である県産木材の供給及び利用を促進するために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、県産木材の供給及び利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進による県内の林業及び木材産業の持続的な発展並びに森林の次世代への継承を実現し、もって本県の経済の活性化及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産木材 県内で生産された木材をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 県土の保全、災害の防止、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林所有者 森林法(昭和26年法律第249号)第2条第2項に規定する森林所有者をいう。
- (4) 林業事業者 森林施業(造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。第12条第2号において同じ。)を行う者をいう。
- (5) 木材産業事業者 木材の加工又は流通の事業を行う者をいう。
- (6) 建築関係事業者 建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 県産木材の供給及び利用の促進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展が本県の経済の活性化に不可欠であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、その経済的価値の向上が図られること。
- (2) 森林が多面的機能を有するとともに再生可能な資源であることに鑑み、県産木材の供給及び利用の促進により、森林の次世代への継承及び循環型社会の形成が図られること。
- (3) 県産木材の供給と利用が密接不可分の関係にあることに鑑み、林業及び木材産業その他関係産業の効果的な連携の推進により、関係事業者の持続可

能な事業経営の仕組みが構築され、ひいては県産木材の好循環の促進が図られること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、前条の県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村との緊密な連携に努めるものとする。

2 県は、市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を支援するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第6条 県民及び事業者(以下「県民等」という。)は、基本理念に基づき、県産木材の供給及び利用の促進が本県における経済の活性化及び森林の保全等に資することについての理解を深めるとともに、その日常生活及び事業活動を通じて、県産木材の利用の促進に努めるものとする。

2 県民等は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第7条 森林所有者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適切な整備及び保全に積極的に努めるものとする。

2 森林所有者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(林業事業者の役割)

第8条 林業事業者は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適切な整備及び保全、林業の振興並びに良質な県産木材の安定的な供給に積極的に努めるものとする。

2 林業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(木材産業事業者の役割)

第9条 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県産木材の多段階の利用(まず製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用し、最終的にエネルギー源として利用することをいう。)等の有効利用及び安定供給の推進、加工技術の継承及び一層の向上、人材の育成その他の木材産業の振興に積極的に努めるものとする。

- 2 木材産業事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(建築関係事業者の役割)

第 10 条 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県産木材に係る知識の習得、県産木材の積極的な利用及び普及、木造建築技術の継承及び一層の向上並びに人材の育成に努めるものとする。

- 2 建築関係事業者は、基本理念に基づき、県及び市町村が実施する県産木材の供給及び利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第 2 章 県産木材の供給及び利用の促進に関する計画

(基本計画の策定)

第 11 条 知事は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

- 2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 県産木材の供給及び利用の促進に関する基本的事項
- (2) 県産木材の供給及び利用の目標
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、県産木材の供給及び利用の促進に関し必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、市町村長に通知しなければならない。

第 3 章 県産木材に関する施策

第 1 節 県産木材の供給の促進

(県産木材の供給の促進のための措置)

第 12 条 県は、県産木材の供給の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
- (2) 県産木材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。
- (3) 県産木材の加工及び流通の体制の整備に関すること。

第 2 節 県産木材の利用の促進

(県産木材の利用の促進のための措置)

第 13 条 県は、県産木材の利用の促進を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 建築物、公共土木施設その他の工作物(次条において「建築物等」という。)及びこれらに係る工事における県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に関すること。

- (2) 直交集成板、合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産木材の有効利用に関すること。
- (3) 県産木材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。
- (4) 県産木材のブランド化(県産木材及び県産木材を利用した製品に対して信頼感等を与える独自の印象を創出することをいう。)及び産地の認証に関すること。
- (5) 県産木材の新たな用途の開発に関すること。
- (6) 県産木材の国内外への販路の拡大に関すること。

(県の建築物等における県産木材の利用等)

第14条 県は、自ら行う建築物等の整備に当たっては、知事が別に定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとする。

2 県は、県民等による県産木材の利用を促すため、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して県産木材及び県産木材を利用した製品の利用に努めるものとする。

(県産木材利用推進月間)

第15条 県民等の中に広く県産木材についての関心及び理解を深めるとともに、積極的に県産木材を利用する意欲を高めるため、県産木材利用推進月間を設ける。

2 県産木材利用推進月間は、10月とする。

3 県は、県産木材利用推進月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 県は、県産木材の利用の促進に関し特に優れた取組を行った者の表彰を行うよう努めるものとする。

第3節 県産木材の好循環

(県産木材の好循環の創出)

第17条 県は、第12条から前条までの規定による施策を総合的かつ計画的に実施することにより、県産木材の好循環を創出し、森林所有者その他県産木材に関わる者の持続可能な事業経営を図るよう努めるものとする。

(情報の提供)

第18条 県は、県産木材及び県産木材を利用した製品の安定的な供給並びに建築物における県産木材の利用の推進に資するため、県産木材その他の木材の流通及び消費の動向を把握するとともに、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者に対する県産木材の利用の促進に関する情報の提供に努めるものとする。

(普及啓発)

第 19 条 県は、森林の有する多面的機能及び断熱性、調湿性、景観の向上、癒やしの醸成等の木材の有する機能を研究し、その成果及び県産木材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとする。

2 県は、県民等が県産木材に親しむための催しの開催等に努めるものとする。

3 県は、木育(県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。)の推進に努めるものとする。

(体制の整備)

第 20 条 県は、県産木材の供給及び利用に資するため、各産業の効果的な連携体制の整備に努めるものとする。

2 県は、県、市町村、県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、大学等が協働して県産木材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとする。

第 4 章 雑則

(財政上の措置)

第 21 条 県は、県産木材の供給及び利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況の公表)

第 22 条 知事は、毎年、県産木材の供給及び利用の促進に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている県産木材の供給及び利用の促進に関する県の計画であって、県産木材の供給又は利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためであるものは、第 11 条第 1 項の規定により策定された基本計画とみなす。